

## 浜田市内の社会福祉施設における新型インフルエンザ患者の発生に係る 浜田市の対応について

平成 21 年 7 月 29 日

浜田市危機管理対策本部

担当：横田・後野・村木

電話：0855-22-2612

浜田市内の社会福祉施設（長沢保育園）において3名の新型インフルエンザ患者が確定したことにより、浜田市危機管理対策本部は、次のとおり対応いたします。

なお、今回は、市内での集団発生が二例目であり、既に市内において感染拡大が予想されることから、市民に更なる感染予防の徹底を図るため、施設名を公表することとしました。

### 1. 体制と連携について

第5回浜田市危機管理警戒本部会議を開催（7/29 9：30）

### 2. 予防と感染拡大防止

#### 1. 浜田市内の保育所に対する対応

- (1) 該当保育園に対しては、閉園措置は行わないが、児童の登園自粛をお願いする。
- (2) 保護者に浜田市内の保育所で新型インフルエンザ患者が複数発生したことを周知する。
- (3) 児童の健康状況を把握し、発熱等かぜ症状を呈している場合は、登園しないよう周知する。
- (4) 喘息等の基礎疾患のある児童への感染について、重症となる場合があることを周知する。
- (5) 児童や家族が発熱等かぜ症状を呈して医療機関を受診し、インフルエンザと診断され、入院の必要がないと判断された場合は、最低7日間の自宅療養を徹底する（発熱が6日間以上継続した場合は解熱後2日間自宅療養が必要）。
- (6) 発熱等かぜ症状があり受診する時は、事前に医療機関に電話をして指示を受け、マスクをしての受診を周知する。
- (7) 予防対策の徹底についても周知するよう指示。

#### 2. 上記以外の対応

- (1) 市が行うイベントの自粛や公共施設の閉鎖は要請しない。[継続]
- (2) 市の施設については、上記対策本部の対応を周知し、消毒液の残量確認及び適宜手指消毒液等を設置し、新型インフルエンザの感染拡大を予防する旨周知する。[継続]

### 3. 医療

- ① 浜田市医師会等関係機関と連携を図る。[継続]
- ② 相談窓口の設置を継続する。（平日 9：00～17：00）なお、夜間・休日等は、浜田保健所を紹介する。[継続]

#### 4. 情報収集・提供

今回の発生を受け、対策本部の対応を防災行政無線、防災防犯メール、市ホームページ、ケーブルテレビ、啓発チラシの各戸配布等で周知する。[継続]